身近な医療機関で、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療・検査ができるようになりました

▼**問合せ**　健康いきいき課　☎62－0716

発熱などの症状がある場合の受診方法が変わりました。

発熱などの症状がある場合には、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の連絡先や受付時間等を確認し、事前に**必ず予約の上**、受診してください。**医師の判断で、必要に応じて**、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの検査などを行います。

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」の一覧は県ホームページをご覧ください。

埼玉県
ホームページ

ホームページが見られない場合の問合せ先

「埼玉県受診・相談センター」
☎048－762－8026
9時～17時30分（月～土曜日）
「県民サポートセンター」
☎0570－783－770
24時間・土日祝日も受付

新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦の方へ

▼**問合せ**　埼玉県保健医療部健康長寿課　☎048－830－3561

県では、新型コロナウイルス感染症への不安から検査を希望する妊婦の方を対象に、分娩前ウイルス検査を行います。検査費用の自己負担はありません。検査についてはかかりつけ産科医療機関にご相談ください。

検査の対象となる方

次の両方に該当する方

- 分娩予定日が概ね2週間以内の方
- 発熱などの感染を疑う症状がない方

相談先

妊婦健診を受けているかかりつけ産科医療機関

回　数

1人1回（令和3年3月31日までの間に実施した検査が対象です）

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

埼玉県
ホームページ

献血にご協力ください

▼**問合せ**　健康いきいき課　☎62－0716

献血は、病気の治療や手術などで輸血を必要としている方のために、健康な人が自分の血液を無償で提供するボランティアです。血液は、人工的に作ることができず、長期間の保存もできません。そのため必要な血液を十分に確保しておくためには毎日新しい血液を確保する必要があります。

献血の必要性をご理解いただき、大切な命を救うためご協力をお願いいたします。

日　時　2月9日(火)
10時～11時45分、13時～16時

場　所　役場町民ホール

健診後の健康相談

▼**問合せ**　健康いきいき課　☎62－0716

令和2年度に特定健診や人間ドックをご利用いただいた方を対象に、食事や運動など生活習慣改善に関する相談を行います（健康保険の種類に関わらずご利用いただけます）。

日　時　2月25日(木)、26日(金)
13時～15時

※各定員3名、40分ごとに受付

対象者　健診の結果、生活習慣の改善が必要とされた方（メタボリックシンドローム基準該当と予備軍該当の方は特定保健指導をご利用ください）

内　容　①受付　②計測
③検査（体脂肪測定、血圧測定…必要な方のみ）
④生活に関する相談（保健師）
⑤食事に関する相談（栄養士）
⑥運動に関する相談（健康運動指導士）

※所要時間は概ね1時間になります。

持ち物　健診結果、健康手帳（お持ちの方のみ）

申込み　2月17日(水)まで

職　員　募　集　中　！

障害児・障害者の支援をしてくれる方を募集しています。

ケアサポート
すずらん

勤務先　生活介護事業所　キャンディ
放課後等デイサービス　ちょこれーと
雇用形態　正社員・パート（若干名）
勤務時間　9時～17時　1日3時間～
＊ 詳細は面談にて応相談

小川町小川732-10
☎ 0493-72-5716（船橋）　広告

中小企業経営継続応援金

▼**問合せ**　嵐山町商工会　☎62－2895
企業支援課　☎62－0720

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、経営継続に向けた取組みを行っている町内中小企業者の皆さまを対象とした給付金を支給します。

給付金額　上限20万円

給付対象

令和2年2月18日から12月1日までの期間中に町でセーフティネット保証4号、5号または危機関連保証の認定を受け、100万円以上の事業資金を借り受けた事業者

申請期間　1月22日(金)まで

申請方法

①郵送で提出（郵送先）
〒355－0211
嵐山町大字杉山1030－1
嵐山町企業支援課（応援金申請書在中と朱書きしてください。）

②窓口へ提出
企業支援課または嵐山町商工会

申請書類

詳しくは町ホームページまたは役場等で配布するチラシをご覧ください。

※嵐山町小規模事業者等応援給付金とは別のものになります

奨学資金貸付制度

▼**問合せ**　教育委員会事務局　☎62－0823

町では、有用な人材育成を図ることを目的に、経済上の理由により高校、大学等への就学が困難な方に対し、無利息で奨学資金を貸し付けします。

これは、資金を在学中に貸し付け、卒業後に、計画をたてて返還していただくものです。奨学資金の種類、貸付金額は次のとおりです。

普通奨学資金

- 高　校　年額24万円以内
- 大　学　年額50万円以内
- 大　学（薬学部）　年額90万円以内
- 大　学（医学部、歯学部）
  年額150万円以内
- 高等専門学校　年額24万円以内
- 専修学校　年額24万円以内

特別奨学資金

入学金に充てるもので、初年度のみの貸し付けとなります。

申込方法

奨学資金貸与申請書等（町ホームページに掲載または、教育委員会事務局にあります。）を3月3日(水)までに提出してください。なお、返還計画等の詳細は、教育委員会事務局教育総務担当までご相談ください。

地域福祉人材育成助成金

▼**問合せ**　健康いきいき課　☎62－0716

町では、福祉の分野に理解と熱意を持つ人材を確保・育成し、地域福祉の充実を図るため、福祉に係る資格を取得し、介護保険サービス事業所または障害福祉サービス事業所に勤務する方に対し助成金を交付しています。交付要件に該当する方は申請してください。

助成額及び交付要件

- **5万円**
  ①事業所での勤務経験のない方で、対象となる資格のいずれかを取得し、新規に対象となる所在地にある事業所で勤務を開始された方
  ②対象となる資格のいずれかを持ち、事業所での勤務経験のある方が、結婚、育児、病気等の理由により3年以上の離職期間を経て、対象となる所在地の事業所で勤務を開始された方
- **3万円**
  対象となる所在地の事業所に勤務される方で、自己の技能向上のために、対象となる資格を新たに取得された方

※助成金の申請は、1人1回を限度とします。ただし、自己技能向上のため、新たに資格を取得された場合は、その都度3万円が支給となります。

助成の対象となる方

①申請日に嵐山町に住所がある方
②町税等を滞納されていない方（同一世帯に属する方も含みます）
③申請日に対象となる所在地の事業所に勤務されている方

対象となる資格

社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、視能訓練士、手話通訳士、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員初任者研修修了者、介護職員実務者研修修了者

対象となる事業所所在地

比企郡市及び東秩父村

申請方法
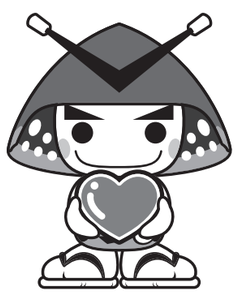
勤務を開始した日（資格取得については、資格を取得した日）から1年以内に申請してください。申請用紙は健康いきいき課に用意してあります。また、町ホームページからも取得できます。